

令和5年2月15日

利用者各位

(公財) 京都市音楽芸術文化振興財団
京都市北文化会館

京都市北文化会館利用料金の改定について

平素は、京都市北文化会館をご利用いただき、ありがとうございます。

この度、公の施設の使用料のあり方について、受益と負担のバランス、公平性確保の観点から必要な見直しを図る京都市行財政改革計画（※）に基づき、京都市文化会館条例・施行規則が一部改正され、当施設の利用料金の上限額が改定されました。

改正後の同条例・同規則に基づく令和5年4月1日以降の新料金表について下記のとおりお知らせいたします。

何卒ご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 新料金表

別紙のとおり

2 施行日

令和5年4月1日（土）

- ・ 令和5年3月31日（金）までに申請を受け付けた利用は旧料金を適用します。

（※）京都市行財政改革計画は令和3年8月策定。公の施設の管理運営等の費用は、利用者からいただく料金（受益者負担）と税金（公費負担）により賄われており、そのバランスを適正化する観点から、全施設を対象に点検・見直しが行われたもの。